

小樽市ふるさと納税推進業務公募型プロポーザル 応募要領

1 委託業務名

小樽市ふるさと納税推進業務

2 選定の方法

小樽市ふるさと納税推進業務を実施するに当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、受託者を選定するもの。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

小樽市ふるさと納税推進業務委託仕様書を参照のこと。

(2) 委託期間（予定）

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（本件契約は、予算の成立を条件とする。）

(3) 令和2年度における支出予定委託料

24,892千円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約保証金

上記(3)の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

(2) 小樽市内に本社・本店を有している法人であること。

(3) 小樽市税に滞納がないこと。

(4) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関

係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

- (6) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。

5 日程及び期限

内 容	日程・期限
仕様書等の交付	令和2年2月14日(金)～令和2年3月13日(金)
質問の受付	令和2年2月27日(木)午後5時20分まで
質問の回答	令和2年3月5日(木)までに回答
企画提案書等の提出	令和2年3月16日(月)午後5時20分まで
ヒアリングの実施	令和2年3月18日(水)
審査結果の通知	令和2年3月23日(月)
委託契約の締結	令和2年4月1日(水)
「お礼の品」公開	令和2年4月22日(水) 予定

6 仕様書等の交付方法

小樽市ホームページ(事業者の皆さんへ>入札・契約情報>入札・公募(工事以外) / 契約管財課)からダウンロードすること。

●ホームページアドレス:

<http://www.city.otaru.lg.jp/jigyo/nyusatu/kojiigai/keiyakukanzaika/>

7 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けする。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けしない。

(1) 受付方法

質問書(様式9)を、ファクシミリ又は電子メールで令和2年2月27日(木)午後5時20分までに小樽市財政部契約管財課へ送信すること。また、送信後に、電話で着信を確認すること(送信先及び確認連絡先は、「12 提出先・問合せ先」を参照すること。)

(2) 回答方法

質問書への回答については、令和2年3月5日(木)までに行う。

なお、質問者にはファクシミリ又は電子メールで回答することとし、併せてその内容について小樽市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出方法

小樽市財政部契約管財課まで直接持参すること。

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 企画提案書表紙（様式2）
- ③ 企業概要（様式3）
- ④ 業務実施体制（様式4）
- ⑤ 総括責任者、担当者の役割（様式5）
- ⑥ 業務フロー（様式6）
- ⑦ お礼の品提案書（様式7）
- ⑧ 今後提案を検討しているお礼の品（任意様式）
- ⑨ 誓約書（様式8）
- ⑩ 登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑪ 小樽市税に滞納がないことの証明書（写し可。提案書提出日前1か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑫ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ※ 次の「その3」又は「その3の3」のどちらかを提出すること。
 - 納税証明書「その3」：未納の税額がないことの証明書
 - 納税証明書「その3の3」：「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書（法人用）
- ⑬ 決算報告書等（申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）

(3) 提出部数

- ・社名、代表者印のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの9部（副本） 計10部

(4) 提出期限

令和2年3月16日（月）午後5時20分

(5) 注意事項

- ① 仕様書等に関する質問回答を小樽市ホームページに掲載するので、確認の上、提出すること。
- ② 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

(6) 辞退する場合

参加申込書を提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届（様式10）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着すること）。

9 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する選考委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき40分以内（内容説明20分以内、質疑応答20分以内）を予定している。詳細な日時、場所については後日通知する。

(4) 評価項目

別紙「選定評価項目及び評価内容」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「4 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽があった場合
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑦ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

(6) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知し、小樽市ホームページに掲載する。

なお、選定結果及び選考の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては応じない。

10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者

の負担とする。

- (2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象とする。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (9) 本事業に係る令和2年度予算措置がなされなかったときは、契約は締結しない。

12 提出先・問合せ先

小樽市財政部契約管財課（別館2階）担当：和田、悦永、木下

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：(0134)32-4111 内線 235

FAX：(0134)23-0675

電子メール：kanzai@city.otaru.lg.jp

小樽市ふるさと納税推進業務 プロポーザル選定評価項目及び評価内容

番号	評価項目	評価内容
1 業務実施体制等について（30点）		
1-1	業務実績	委託業務全般を適正かつ確実に遂行するに足る実績を備えているか。
1-2	業務体制	委託業務全般を適正かつ確実に遂行するに足る業務体制を備えているか。
1-3	協力事業者との連絡体制	特産品等協力事業者との連絡を密にしながら、円滑な配送管理を行うに足る体制を備えているか。
1-4	個人情報	寄附者の個人情報の漏えい防止のため、有効性のある対策が講じられているか。
1-5	クレーム等対応	寄附者からの問合せやクレーム等に対し、迅速かつ的確な対応を行うに足る体制を備えているか。
2 「お礼の品」について（50点）		
2-1	内容	小樽市の魅力の発信に寄与する「お礼の品」を選定しているか。
2-2	写真、品名等	「お礼の品」の写真や品名（セット名）は、寄附者の興味を引き付けるものであるか。
2-3	提案区分	市が仕様書で示した提案区分に基づき、バランス良く「お礼の品」が提案されているか。
2-4	今後の提案	今後提案を検討している「お礼の品」は、小樽市の魅力の発信に寄与するものであるか。
3 その他（20点）		
3-1	市内事業者への波及効果	市内事業者に対する波及効果が期待できるような内容を、提案内容に含んでいるか。
3-2	来訪を誘引するサービス等	本市への来訪を誘引するような内容を、提案内容に含んでいるか。
3-3	提案の独自性、発展性	提案に（提案者の強みを活かした）独自性があり、小樽市ふるさと納税の推進が期待できるものであるか。
合計100点		

※ 合計点の半分の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。